お客様各位

2018年5月25日

トラスインテル株式会社

インドネシア向け TAX ID 及び HS CODE 記載のお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

表題に関しまして、インドネシア財務大臣規則 158/PMK.04/2017 により、インドネシア向け 貨物に関し、マニフェスト申請の際に TAX ID 及び HS CODE の記載を義務化する旨通達が ございました。

つきましては、ドックレシート、ACL、インストラクション等にて下記項目をご連絡頂けます様、 お願い申し上げます。

お客様にはお手数をお掛け致しますが、何卒ご理解と引き続き変わらぬ御支援を賜りますよう、 宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

対象航路 インドネシア向け (SINGAPORE 他経由を含む) 適用開始 2018 年 5 月 23 日インドネシア入港本船より。

(B/L 発行済み分につきましては、訂正は不要です)

B/L 記載項目

1) TAX ID (NPWP) 輸入者側納税者登録番号 を

Consignee 欄または Description 欄へ記載お願い致します。

2) HS CODE (4 桁)

1B/L にて H.S.CODE が複数に渡る場合は代表する 5 品目の H.S.CODE を Description 欄へ記載お願い致します。

本件について御不明な点がございましたら、は弊社営業担当までお問い合わせ頂けますようお願い申し上げます。